

令和6年第1回大仙市議会定例会会議録第2号

令和6年3月4日（月曜日）

議事日程第2号

令和6年3月4日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（24人）

1 番 大 山 利 吉	2 番 戸 嶋 貴美子	3 番 佐 藤 文 子
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 挽 野 利 恵	6 番 秩 父 博 樹
7 番 青 柳 友 哉	8 番 安 達 成 年	9 番 高 橋 徳 久
10 番 佐 藤 芳 雄	11 番 橋 本 琢 史	12 番 小笠原 昌 作
13 番 小 松 栄 治	14 番 本 間 輝 男	15 番 佐 藤 育 男
16 番 山 谷 喜 元	17 番 石 塚 柏	18 番 高 橋 敏 英
19 番 橋 村 誠	20 番 渡 邊 秀 俊	21 番 金 谷 道 男
22 番 後 藤 健	23 番 鎌 田 正	24 番 古 谷 武 美

欠席議員（0人）

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	老 松 博 行	副 市 長	佐 藤 芳 彦
副 市 長	今 野 功 成	教 育 長	伊 藤 雅 己
代 表 監 査 委 員	武 田 哲 也	上下水道事業管理者	舩 谷 祐 幸
総 務 部 長	福 原 勝 人	企 画 部 長	伊 藤 公 晃
市 民 部 長	伊 藤 敬	健 康 福 祉 部 長	佐々木 隆 幸

農 林 部 長	渡 邊 重 美	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
観光文化スポーツ部長	加 賀 貢 規	建 設 部 長	佐々木 英 樹
病 院 事 務 長	藤 原 孝 之	教育委員会事務局長	山信田 浩
総務部次長兼総務課長	小 林 孝 至		

議会事務局職員出席者

局 長	斎 藤 秋 彦	主 幹	佐 藤 和 人
主 幹	佐々木 孝 子	主 査	藤 澤 正 信
主 任	小山田 竜 司		

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（古谷武美） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（古谷武美） 本日の議事は、議事日程第 2 号をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第 1、一般質問を行います。

順次質問を許します。はじめに、17 番石塚柏議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、17 番。

【17 番 石塚柏議員 登壇】

○議長（古谷武美） 1 番の項目について質問を許します。

○17 番（石塚 柏） だいせんの会の石塚柏でございます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。よろしくご答弁をお願い申し上げます。

小・中学校の統廃合計画についての質問と、長く続いた小・中学校の 6・3 制の学制を根本から変える小中一貫教育についての質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

統廃合の問題は、3 年前から 3 名の大仙市議会議員の方々、小中一貫教育については 1 名の議員の方が一般質問をされております。この 4 名の方の議事録を拝見させていただきましたが、統廃合の議論は相当煮詰まってきたと感じておりますし、期は熟したと

感じた次第です。そこで質問です。

最初に、統廃合に必要な児童・生徒の推定数についてお尋ねいたします。

昨年、令和５年に国立社会保障・人口問題研究所より人口の推計が発表されました。

一方、市で出された学校施設長寿命化計画の児童・生徒数は、国土交通省の附属機関である国土技術政策総合研究所の平成２７年度版「将来人口・世帯数予測ツールＶ２」で予測されております。

当然この数字では、校舎の設計の準備がされておるわけですが、実はこの人口予測は新たに令和２年度の国勢調査に基づいて更新の作業が現在進められております。完成は令和６年４月、来月なんです。

そこで、今回の令和５年に発表された国立社会保障・人口問題研究所の推計と４月に公開される国土技術政策総合研究所の推計を基に、再度計画を見直してはいかがでしょうか。

また、その数字を太田中学校区、中仙中学校区、大曲西中学校区、大曲南中学校区、仙北中学校区についても、児童数・生徒数を検証されることをお願いをしたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

複式学級の出現が早まるのではないかと思いますし、そもそも学校そのものが存続していけるものだろうかと心配をしております。改めて、一緒に検討していただくことをお願いをします。

次に、現在、大仙市には令和２年度に策定された学校施設長寿命化計画があるわけですが、これは主に学校の施設計画であります。統合までもっていく手順や行程、全体の計画が必要と思いますが、いかがでしょうか。

また、学校の統廃合の持ち方について質問をさせていただきます。

最終の統廃合に至るまでの協議を、進行状態の分かる計画、これが必要ではないでしょうか。こうすることで、市も議会も地域の方も、市全体の把握をできるのではないのでしょうか。こうした日程に関する資料も必要だと思います。

もう一つですが、過去に統合を終えた小中校の統合の検証も必要ではないでしょうか。ＰＴＡ、現場の教師の皆さんと、教育委員会として、平成２０年代に統廃合が行われた協和中学校区、西仙中学校区、通学による父兄や行政の時間的・経済的負担や環境の変化に児童・生徒の学校生活にどう現われているのか。いわゆる「中１ギャップ」と言われる不登校、学力の不振、校内暴力など発生件数の現況など、統廃合に関する全体的な

評価は必要なのではないでしょうか。お尋ねいたします。

また今後、小・中学校の統合を進める際、大仙市教育委員会は地元の市会議員、地域関係者、PTAの役割を、どう考えて協議をされていくのかお尋ねをいたします。

これで小中校の統廃合の質問は終わります。

次に、中学校の一貫教育の導入についての質問に入らせていただきます。

平成17年10月、国の中央教育審議会の答申で「義務教育を中心とする学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて十分に検討する必要がある。」と提言が出されました。3年後の平成19年6月に、各種学校段階の目的・目標を明記した「学校教育法」が一部改正されました。さらに、平成27年6月に学校教育法の一部改正で、小中一貫教育と義務教育学校が制度化されました。

こうした法律の改正の流れは、戦後、小・中学校の6・3制度が制定された時期から比べると、児童・生徒の肉体的な成長や精神面での変化が、2学年ほどの成長の違いがあることも背景にあるようです。全国の都道府県の教育委員会では、北海道、埼玉県、栃木県など、そのほかにもあるようですが、小中一貫教育の推進ガイドを作成して努力をされております。

小中一貫校の大きな目的は、「中1ギャップ」の抑制だと言われております。中学校に進学すると、環境の変化にストレスを抱える生徒は少なくありません。心理面や勉強面にうまく適応できず、成績が落ちてしまったり、不登校になってしまうのです。

小中一貫校の数は、今から3年度前の2020年度の文部科学省の学校基本調査によりますと1,175校になります。その数は毎年20パーセント程度増加しております。さらに最近では、全国的に、少子化による学校の統廃合も目立ってきております。

秋田県では、一貫校が、公立で小坂町立小学校・中学校、上小阿仁村立上小阿仁小・中学校の2校と義務教育学校が井川町立井川義務教育学校と藤里町立義務教育学校、北秋田市立阿仁義務教育学校と3校が開校されております。

一貫教育の導入の多くは、校舎の改築の機会に持ち上がっております。小学校、中学校の建て替えの時期にあわせて、どちらかの校舎を生かし、どちらかの校舎を廃止をするという方法をとって建設費を軽減させております。

次に学童・生徒の激減の時代にふさわしい学校の建築工法についてお尋ねをいたします。

学校は建てる計画は、計画を策定した時点での児童・生徒数で設計します。完成は、

計画を始めてから５年後になるでしょう。そうすると、現在の大仙市の児童・生徒数の激減の状態からすると、築１０年後で空き教室の問題が出てくるのではないのでしょうか。そこで質問です。

三種町の統合中学１校の工事費が、資材や労務費の高騰で５８億円がかかると秋田魁新聞で報道されました。大仙市では５校の学区で統合の計画が示されております。小中学校の校舎は鉄筋コンクリート構造でないといけないのでしょうか。ご承知のとおり、鉄骨コンクリート構造はコストが大変にかかります。鉄骨の校舎は、基準では難しいのでしょうか。今後、児童・生徒数が減った場合、校舎の縮小が考えられます。鉄骨の構造であれば、建築と解体はたやすく、経費の大幅な縮減になるのではないのでしょうか。

最後であります、学校の統合や補修には多大の費用が必要となります。今の基金の積立金で十分なのかお尋ねいたします。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） １番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

【伊藤教育長 登壇】

○教育長（伊藤雅己） 石塚柏議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、小・中学校の統合についてであります、はじめに、児童・生徒数の分析につきましては、これまでは平成２７年度版の国立社会保障・人口問題研究所のデータを使用しております。令和５年１２月に令和５年度版のデータが公表されたことから、今後はこのデータを基に児童・生徒数の検証を行うこととしております。

本データの数値は年齢の推計が５歳刻みであることに加え、地域別の詳細な分析を行うなど多くの時間を要します。今後提供される推計ツールも活用しながら、詳細な分析を行ってまいります。

次に、学校統廃合に係る全体計画につきましては、市教育委員会では平成１９年３月に学校づくりの指針となる「新しい時代の学校教育だいせんビジョン」を策定し、学校規模の適正化を図ってまいりました。しかしながら、想定を超えるスピードで少子化が進んでいること、一方で１人１台タブレットをはじめとするＩＣＴの活用など、計画策定当時から子どもを取り巻く環境は大きく変化しております。こうした状況を踏まえ、令和５年４月１日に学校再編について、まちづくりや社会教育、地域公共交通、児童クラブなどの様々な視点から総合的に検討するため「大仙市学校再編庁内検討会議」を設置し、全庁体制による議論を進めているところであります。令和２年に策定した「大仙市学校施設長寿命化計画」の結果も踏まえながら、引き続き庁内検討会議において、新

たな学校再編計画の策定に向けて検討してまいります。

次に、統廃合までの協議につきましては、学校は子どもたちの健やかな成長はもとより、地域のコミュニティの中心的役割も担っていることから、地域住民の想いや意向を尊重していく必要があると認識しております。そのため、庁内検討会議において、一定の方向性がまとまったところで関係地域の皆様にお示しいたします。その後、地域ごとに学校再編の具体案を検討するための委員会を設置し、その地域に合った学校の在り方を検討してまいります。具体案が固まり次第、統合のための準備委員会を設置し、準備を進めていくことを想定しております。

次に、統廃合に関する評価につきましては、協和・西仙北地域を含む統合した地域においては、小・中学校とも充実した学校経営が営まれていると捉えております。通学区が広範囲であることから、登下校に時間を要する児童・生徒もおりますが、大きな支障は報告されておられません。

地域と小・中学校の連携を強化した「大仙教育メソッド」の推進により、より広い範囲での地域行事への参加など、学校と地域、児童・生徒や保護者、地域の方々のつながりは良好な状態であります。統合前との比較は難しいものの、不登校の発生状況等については、市全体の状況と同様の傾向にあるなど、生徒指導面についても大きな問題はないものと認識しております。

次に、地元議員・地域関係者・PTAの役割につきましては、先ほど申し上げました協議の場において、それぞれの立場からご意見をいただくなどして、地域に合った学校の在り方について共に検討してまいりたいと考えております。

次に、小中一貫教育に対する考え方につきましては、小中一貫教育には、義務教育学校・小中一貫校の二つの形態があります。どちらも9年間を通じて目指す子供像を設定し、教育課程を編成するものであり、義務教育学校は小学校と中学校を一体化し、1年生から9年生までとするものであります。小中一貫校は学校の区分を残し、小学校1年生から6年生、中学校1年生から3年生までとするものであります。

校舎の配置については、いずれの形態においても、一体型、隣接型、分離型があります。本市においては、義務教育学校や小中一貫校を設置しておりませんが、「大仙教育メソッド」により、小学校と中学校が連携した学校教育を推進しております。小中一貫教育においては、柔軟な教育課程の編成が可能となることや、中1ギャップの解消が期待されるなどの指摘があります。

一方、義務教育学校では、小学校卒業や中学校入学の大きな節目がなくなることや、小規模な場合、固定化した人間関係が長く続くことなどの指摘があります。そのため、学校の形態や配置を決めるに当たっては、地域の状況や学校規模を踏まえ、慎重に検討をしていく必要があります。

次に、校舎の建築工法につきましては、学校は長年にわたり活用することが前提であることや災害への対応、積雪量が多い地域の特性などから、鉄筋コンクリート造での建築が主流であると捉えております。今後、建築する際には、その建物の規模や技術の進歩を踏まえながら、最も適切な建築工法の検討を行ってまいります。

最後に、現在の基金積立額につきましては、この基金は学校施設の整備に対応するため、既存の「公共施設適正管理基金」とは区分し、可視化したもので、令和5年3月に新設したものになります。

学校建設につきましては、国からの補助対象となる部分がありますが、不足する部分については一般財源から支出していく形となります。したがって、建設時期や規模により必要な金額が変わるものの、多額の予算を必要とすることから、できるだけ多くの積み立てを図っていく必要があります。市の財政状況を鑑みながら積み増しを行ってまいります。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、17番。

○17番（石塚 柏） 教育長さんにおかれましては、議会の視察に浜松、磐田市にご一緒願ひまして、一緒に勉強させていただくこと、まず本当にありがとうございました。御礼申し上げたいと思います。

不登校だとかいじめだとかってというのは、全国的にいうと過去最高なんですよ。学校教育の現場が相当混乱しているということは言えると思います。今日は西仙がうまくいっているということは、現場の皆さん、教育委員会の皆さんの努力ということで感謝申し上げたいんですが、例えば大曲中学校、大曲小学校、マンモス校と言われるところですが、全国の状況とそんなに違わないんじゃないだろうかなと。ですから、あわせて大仙市全体の不登校だとかいじめの問題についても心配しておるところでございます。

ところで、文部科学省の方で小中一貫教育の実態調査をした、ちょっと年度は忘れましたが、27年頃だと思うんですけど、実態調査したんですけども、その中には

やっぱり不登校だとか勉強のつまずきだとか、そういったものに全部ですね、一貫教育やったところ、いい方向に向かっていると、そういう実態調査が出されているわけですね。それを見て、逆にこっちの方では、いや本当なのかなというような気持ちに、その実態調査の報告書を見て思った次第です。

ただしですね、小坂町の小学校、中学校の統合校の教育長さんはですね、おじゃましたら、いや、統合させる前に思ってたことより、してからは思ってたよりうまくいってる、あるいは上小阿仁村の一貫校の校長先生、うち是不登校いましてと断言されたので、びっくりしたんです。いや、待ってください、1人だけ家庭の事情で不登校の生徒がおるということなんですね。こういったことを教育長さんは全般に、特に文科省についての動向についてはお詳しいと思いますので、そのことを改めてお尋ねしてみたいなと思うことと、思いのほかですね大仙の議員の中に一貫教育について賛成している議員が、数が結構いらっしゃるなということを感じてます。そういった議員なり、あるいはPTAなり、地元の人とですね、どういうふうにか、一貫教育の話し合いを、良さだとか悪さ、さっき言った文科省の実態調査では、もうほぼほぼうまくいってるんだよと。全国の北海道から埼玉、栃木、各県の教育委員会では、もう推進のためのガイドラインまで作っているという状態ですからね、そういった話し合いをですね、いつできるのか。教育委員会で市民に対するそういったものの広報だとかするのかな、あるいは中仙、太田、仙北、あるいは角間川、藤木、西中のところに限って何かされるということなのか。話し合う、協議をするということがですね、今まで八つの教育委員会さんと一貫校の話させていただいたんですけれども、相当現場で話し合われているんですけれども、そういったことに対する教育委員会でどうされるものだろうかと。さっき申し上げた議員の議事録を見ても、どう教育委員会がですね、一貫校の、文科省は推奨しているといいますが、そういったものを広報というのかな、話し合いというのかな、協議というのかな、そういったものをいつおやりになるのかということが、イメージがちょっとわからないので申し上げにくいんでありますけれども、ぜひその辺のところお教えをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 石塚柏議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、いろいろお話ししました小中一貫校、あるいは義務教育学校という二つのこと含まれているのかと思いますけれども、やはりこれは大いに議論が必要だと私も感じてお

ります。どういう場がというお話になりましたけれども、なかなかそこへのストレートな答えはちょっと難しい状況にあります。思いとしては間違いなくお話をしたいという思いであることを、まずはじめに申し上げます。

それから、様々な実態のご報告がございましたけれども、我々としても非常に悩むことがたくさんございます。例えばですけれども、県内の小中一貫校、義務教育学校、5校ありますというお話いただきましたが、その5校の児童・生徒数ですね、全校の生徒数でいきますと、60名程度から220名程度と、比較的、小・中合わせたところでその人数ですので、小規模な学校が多いというのがまず県内の現状がございます。

あわせて、県内での割合ですけれども、義務教育学校は、現在0.7パーセント、それから小中一貫校では5.3パーセントと、県内ではそういう数字になりますし…失礼しました、間違いました。県内では義務教育学校が1.1パーセント、すいません、訂正いたします。県内では義務教育学校が1.1パーセント、小中一貫校が1.4パーセントでございます。これは令和5年度の学校基本調査の数値になります。それから、全国につきましては、義務教育学校が0.7パーセント、小中一貫校が5.3パーセントとなっております。したがって、議員からお話ありましたように、確かに増加はしているというふうに数値は読み取っておりますが、一方では全体の割合からすると、まだまだ少ないという現状もございます。したがって、大いに議論はしていきたいと思っておりますけれども、やはり市教委として、しっかり県内外の先行事例ですとか具体的なものの、あるいはそういった文科省の調査的なところ、そういったものをやっぱりしっかり調査・研究をして、そのまとめたもの、あるいはその数値的なもの、そういったものをしっかりお示しした上で議論する必要があるのではないかというふうに考えております。したがって、今、全庁会議でいろいろな視点から協議を進めておりますので、当然その中にはこのお話も当然入れながら、そして先ほど申し上げました一定のまとまったものが示せる段階になりましたらお示しするというふうにも考えておりますので、ぜひ私も積極的にお話したいと思っているところですので、今後ともご理解とご支援のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、17番。

○17番（石塚 柏） ありがとうございます。ちょっと意地悪な話になっちゃうけど、入り口論のところですね、再質問の答弁あったようなね、まずここに座って聞いた印象ではですね、構成比からすると誠に小さいわけです。秋田県であろうと、全国であろうと。そして、長い期間を経てっていうのは、文部科学省ですよ、文部科学省がいろんなことをやった上で、その結果に基づいてさっき言ったような実態調査、出しているわけですね。ものすごく長い期間かけて。文部科学省が簡単にパパッと物事をやるなんていうことは考えられません。ですから、いろいろ山形、宮城、義務教育校、回ったんですけれど、誠に情熱あふれる、そして信念に基づいてね、やっておられるので、あっやっやけるんだらうなというふうに感じました。そしてまた、我々が実際触れないと、ただペーパーで知識でできるものではないというふうに感じてます。そういった中で、我々も真剣に考えなきゃいけないなと。推進したいと思っているわけですね、そう思ってます。そのことに関する答弁はいりません。

スタートの段階ですから、いろいろな局面が見えてくると思うんですけど、お金の話も教育長さん、ちょっと話させていただきました。財政はなかなか厳しいということからいって、ちっちゃい中学校、ちっちゃい小学校、たくさんね大仙市の中で造っているのかと。さっきちょっと触れましたけど、少子化がやっぱり影響して増えてきているという面があるということなんですね。ですから、その中で鉄筋でどうなのかなんていうへんてこりんな球を投げたわけですが、片方の中学校を残し、小学校だけ隣に建てる。反対もあるでしょう。そういったことを、いろんな知恵を出して、今、一貫校の教育委員会、やられているところでは汗を流しているわけですね。そういったことを、そういうふうに受け止めていただきたいなというふうに思っております。もしそのことに関して何か教育長さん、考えておられることがありましたらお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古谷武美） 再々質問に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 石塚柏議員の再々質問にお答え申し上げます。

大変学校に対する熱い思いをいただいたというふうに、まずは思っております。ありがとうございます。我々も当然教育委員会、それから全庁会議含めて、全庁的にも当然学校をこの後どうするかということについては、熱い思いを持って現在進めているところであります。

先ほど議員から少しお話がありました、ある学校の敷地にほかの学校をもってくる、

ある敷地を効果的に使ってというようなお話もありました。もちろんそういったものの中では検討はしております。したがって、やっぱりどうしても財政的な問題、それから敷地の問題、そして一番は当然児童・生徒数というところになってくるとは思いますので、やっぱりそういったしっかりしたものは見ていく必要があります。また、同時に、やっぱり子どもたちにとってどういう環境がいいのか、そしてやっぱり先ほど申し上げた「大仙教育メソッド」申し上げましたけども、子どもたちは地域の様々な体験的な活動の中で、いわゆる年代、世代、あるいは性別を問わず、いろんな活動の中で子どもたち、自分たちが認められたり、あるいは地域のためになったり、そういうことで喜びを感じてやりがいを感じて、自己肯定感といったものが高まっていると、そういうような現実もございます。したがって、やっぱり子どもたちにとってどういう学校がいいのか、どういう環境を整えていけばいいのか、やっぱりそこについては、先ほどありました、ほかに負けない熱い思いを持って、これからも取り組んでまいりたいと思いますので、引き続きのご理解とご支援、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） これにて17番石塚柏議員の質問を終わります。

【17番 石塚柏議員 降壇】

○議長（古谷武美） 一般質問の途中ではありますが、この際、暫時休憩いたします。再開は午前10時50分といたしますので、よろしくお願いいたします。

午前10時38分 休 憩

.....
午前10時49分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、6番秩父博樹議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 6番。

【6番 秩父博樹議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） おはようございます。公明党の秩父博樹です。今回、3項目通告させていただきます。順次質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。はじめに、外国人材の受け入れと多文化共生社会の実現についてお伺いいたします。

政府はこれまで様々な問題が生じていた「技能実習制度」を廃止し、新たに外国人材

の確保と育成を目的に「育成就労制度」として、今後、実施する方針です。これまで国際貢献としていた制度の目的を改め、はっきりと労働者としての人材確保と人材育成としたうえで積極的な受け入れを進める方針を明確にしました。あらゆる分野で蔓延している深刻な「人手不足」が背景であることは間違いありません。本市においても、現場を歩くと様々な業種・業界から著しい人手不足に悩む声をいただいております、今後の外国人材の受け入れ拡大は喫緊の課題です。特に、新制度では要件はあるものの1年以上の就労実績があれば他の企業等に転籍することを認める仕組みとなっており、仮に本市の企業等が外国人材を受け入れたとしても、賃金等の条件の良い大都市圏へ流出することも懸念されます。新しい制度となっても外国人材の受け入れそのものは国・県および企業・業界団体において主導的に行うこととなりますが、市町村においても外国人材が地域における新たな担い手として定着できるよう、外国人材に対する積極的な受け入れ支援や暮らしやすい多文化共生支援を行うことが重要になるというふうに考えます。

私自身、若い頃、もう30年以上前になりますが、南半球で約1年間暮らした経験から、当市においてはいわゆる異文化の受け入れに寛容であってほしいと願う市民の一人でもあります。これからは、外国人材を地域社会を支え、共に暮らす市民として受け入れ、安心して住み続けてもらうために官民協働で注力すべきというふうに考えます。

このような観点から、まず1点目に、外国人材の受け入れと多文化共生社会の実現に向けた当市の取り組み、今後の方向性についてのお考えを伺いたいと思います。

今後、制度も変更となり、外国人材の受け入れ数も拡大していくものと予想します。一方で、人手不足に悩み、外国人材をこれから受け入れたい、増やしていきたいという中小企業も多くなってくるのではないかと考えますが、受け入れのためのノウハウや体制に行き届かない中小企業もあると思います。

そこで2点目に、市としてこのような企業に対して様々な支援をしていくという考えはないものか、お伺いいたします。

外国人材が増え、また、新しい制度では特定技能、これには1号と2号がありますが、この特定技能へキャリアアップしていきますと、今後は在留期間が長くなり、特定技能2号では期間に上限がないため、家族の帯同や永住も可能になります。その場合、今後、外国人材の住居の確保についても対応が必要となります。当然、受け入れ当初の段階では、企業側もしくは監理団体側が宿舍等を準備するものと思いますが、家族が来日した場合や永住する場合は、単身者向けの宿舍では対応できません。また、新たに受け入れ

を考えている企業では、宿舎について行政の支援が必要な場合も考えられます。

そこで3点目に、このようなことを想定して、今後、外国人材向けに市営住宅や空き家の活用についても検討していくべきというふうに考えますが、市当局のお考えを伺いたいと思います。

1項目目は以上です。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 秩父博樹議員のご質問にお答えを申し上げます。

はじめに、外国人材の受け入れと多文化共生社会の実現についてでございます。

本市に在住の外国籍の方は、令和6年1月末現在で340人おります。昨年同期と比較して61人増えており、今後増加するものと思っております。また、今後、「育成就労制度」が創設された場合、こうした傾向は、さらに強まるものと想定しており、外国籍の皆様が本市で安心して暮らせるための施策がますます重要になるものと認識をしております。

本市では、こうした外国籍の方々向けの施策につきましても、これまでも積極的に取り組んできているところであります。行政手続きや生活上の様々な課題解決に向けたサポートを行います「だいせん外国人相談窓口」の設置をはじめ、大仙市国際交流協会とともに、やさしい日本語によりますニュースレターやSNSを活用した情報の発信、本市の魅力を伝える「だいせんバスツアー」や、外国籍の方々と地域の方々との交流の場を提供する「国際フェスティバル」の開催、「文化・料理教室」などを開催しているものでございます。

また、本市と仙北市、美郷町の2市1町で構成いたします「大仙・仙北広域圏日本語講座運営委員会」によります日本語講座の開催や、同じく2市1町で構成します「大仙・仙北地域の外国籍住民サポート運営委員会」による相談事業などにも取り組んでいるところでございます。

今後も、関係機関・団体の皆様と連携・協力を図りながら、外国人材の受け入れと多文化共生社会の実現に向けて、外国籍の皆様が心身ともに安全に安心して暮らせる環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

次に、中小企業に対する支援についてであります。

令和5年12月現在の大曲公共職業安定所管内の有効求人倍率は1.12倍となって

おりますが、介護関連では2.17倍、建設関連では5.66倍と、人手不足となっている業種もあります。本市産業におきましても人材の確保は重要な課題であると認識しております。

現在、市におきましては、人材獲得応援補助金制度を設け、企業の皆様の求人活動のほか、就労者の社員教育や労働環境の整備に関わる支援を行っております。企業におきましては、この制度を活用していただいて外国籍就労者への日本語教育や職場内の多言語の表記などの取り組みも行うことができます。企業の皆様のご意見も伺いながら、このような企業支援を今後も継続するとともに、こうした取り組みの活用事例などを企業の皆様に提供・共有することにより、多様な人材が活躍できる労働環境の整備につなげてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、市営住宅や空き家の活用についてでございます。

市営住宅は、収入基準のほか、同居親族がいることや、単身の場合は60歳以上であるなどの要件がございますが、国籍を問わず入居の申し込みが可能となっております。

60歳未満の単身者につきましては、入居資格に制限を設けておりますが、今後、入居要件の緩和なども必要になってくるものと思われますので、現在の国会で審議がなされます国の外国人の就労制度の改正や県及び近隣自治体の動向なども注視しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

また、外国人材の住まいの確保に当たっては、ご提案がありました空き家バンク制度も有効な手段であります。まずは登録物件数の数の増加に向けて引き続き取り組み、住まいの面でも外国人材の受け入れや定着に向けて準備してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい。

○6番（秩父博樹） ありがとうございます。この外国人材に関しては、以前に挽野議員が1回取り上げてまして、平成31年、令和元年の年になりますけど、その時の会議録を見ますと、31事業所で人数109人という会議録になっていました。今の副市長からのお話ですと、現在340人ということですかね。増えてきていると、そういうこと

になろうかと思います。事業所数も倍以上に、自分が調べたところでも、今66事業所になっているようです。この間、コロナ禍があったわけですがけれども、それこそ外国との往来がかなり抑制されるようなそういう時期が長く続いたわけですがけれども、その上でもこれぐらい増えているということですので、今、コロナが5類に移行されておりますので、今後この外国人のこの雇用ニーズ、これからぐーっと今まで以上に増えてくるのかなというふうに予想するところですが、そういったことから今回この問題取り上げさせていただいたところですが、今の副市長のお話ですと、相談窓口も設けていただいて、来た方たちにバスツアーですとか、また、交流の場の提供も行われておりますし、日本語の講座の開催ですか、こういうのもしっかり行われているということで、引き続きお願いしたいところですが、この今の、これまで以上に増加のスピードが上がっていくんじゃないかというふうに見込まれますので、その今の体制をちょっと今一度その増加にあわせて対応していけるのかというのを今一度チェックしていただいて、もし仮に強化が必要だという場合は、強化もお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この多文化共生社会ということで取り上げさせて、外国人材の活用、労働という観点でもありますけど、一緒にここ、この地で暮らしていくという、そういう観点でも取り上げさせていただいたところですが、大仙市は令和4年に、それこそSDGsの未来都市に選定されています。来週の12日にシンポジウムも予定されているようですが、ちなみに自分はオンラインで参加させていただきたいと思っておるところですが、その17のゴールの10番目のところにですね、人や国の不平等をなくそう、また、国内及び国家間の不平等を是正するというふうにあります。この点からも、自分の経験も踏まえてですがけれども、異文化の受け入れに寛容な大仙市であっていただきたいというふうに思います。この機運の醸成につながる発信というのも市として積極的に、自分としては積極的をお願いしたいなと思うところですがけれども、この点について今後の方向性というか市長のお考えも伺えればと思いますけど、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の再質問にお答え申し上げます。

SDGs未来都市ということで認定をもらっている大仙市でありますので、今ご指摘のとおり、しっかり取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

やはり最近、先進的に進んでいる自治体のお話を聞く機会ありましたけども、迎え入れる、外国人を迎え入れる地域住民の多文化共生、また、国際意識に関する理解及びそうした姿勢が大変重要であると、自分たちの、つまり大仙市民のですね、そうしたことが大変重要だというご指摘といいますか、いろんな取り組みをしていた関係で、そうしたことが分かったというようなことで、そうしたこともまさに今、秩父議員がご指摘になったことではないかなと思っております。大仙市民の多文化共生、また、国際意識に関するそうした意識、理解、姿勢を高めて、醸成してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

○6番（秩父博樹） ありません。

○議長（古谷武美） 次に、2番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） 2項目目に非常時への備えについてお伺いいたします。

まず冒頭に、当市において避難所に指定されている小・中学校は現在何校なのか。また、それらは耐震化済みとなっているのか、確認のためにお伺いしたいと思います。

学校の耐震化は、公明党の女性委員会が2001年、学校耐震化改善対策プロジェクトチーム、2002年に党の文科部会で学校耐震化推進小委員会、これを設置して推進してまいりました。さらに2008年5月、中国の四川大地震が発生して、多くの子どもたちが学校の倒壊により命を落としたことが、その後の耐震化を加速させる大きな契機となりました。その後、公明党は政府に対し、学校耐震化の重要性を訴えて国庫補助の拡大を提案し、地震防災対策特別措置法の改正をいたしまして学校の耐震化が進みました。さらに、東日本大震災で体育館の天井が落下するケースがあり、非構造部材、この耐震化も進めてまいりました。一方で、2018年の西日本豪雨で、真夏の中、避難所となった体育館にエアコンが無く、高齢者・持病を持っている被災者の健康に大変大きな影響を与えました。その後、東京都の方では、都議会公明党の提言を踏まえて、小・中学校の体育館空調設置率、実はこれ82.1パーセントにもなっています。一方、全国で見ると、まだ15.3パーセント。年初に発生した能登半島地震でも、厳寒の中、避難所となっている体育館で毛布にくるまって寒さに耐えている被災者の方々が数多くおられ、真冬の寒冷地での災害リスクが改めて浮き彫りになりました。

寒さがより厳しい東北方面では、避難できたとしても、能登半島地震以上に低体温症などによる災害関連死が増えることも想定されます。今後、地震のほか豪雨災害など、

どこでも起こり得る自然災害のことを考えると、避難所となる体育館の空調設置が重要であるというふうに考えます。小・中学校の空調設備の設置については、令和6年から令和7年の間、国庫補助の割合が引き上げられます。これを活用し、避難所となる体育館の空調設置を進めるべきというふうに考えますが、市当局のお考えを伺います。

次に、地震発生時の業務継続体制の強化についてですが、この年初の能登半島地震のような大きな地震が発生し、建物の倒壊や落下物などにより、市民のほか、市職員や議員が多数けがまたは死亡した場合、行政機能が著しく低下し、その後の復旧業務に大きな支障が発生してしまうことも考えられます。

現在、市役所本庁・支所に非常時用として備え付けられているヘルメットは、来客用のみ、これは窓口に来られる一般市民用のようですが、このようになっているようです。あと、そのほかに現場に行く技術職の方にはヘルメットがあるというふうに伺っております。自然災害、これは特に大地震を想定してですけれども、これが発生した場合、その後の復旧業務の継続体制を強化するという観点から、市職員のデスク、またはここの本会議場の議席に、折り畳み式のヘルメットを設置してはいかがでしょうか。市当局のお考えを伺いたいと思います。

次に、備蓄品の周知についてですが、災害発生時に避難所で必要となるのが備蓄品です。地域住民の皆さんと1月に行った意見交換会、地元の豊岡分館だったんですけど、「当市の備蓄品は、どこにどれだけストックしてあるのか分かりやすく周知してほしい」とのご意見をいただきました。もっともだなと思いました。当市のホームページを検索してみましたが、確認できたものは令和3年時点の一覧でしたし、また、ネット検索をしない市民の方は閲覧できません。このようなことから、定期的に広報等で周知することが必要ではないかというふうに考えますが、市当局のお考えを伺いたいと思います。

この項目最後に、AEDへの三角巾配備についてお伺いたします。

自動体外式除細動器、いわゆるAEDについて、大仙市では平成19年から公共施設への設置を始め、現在150カ所、この間のお話では170を超えているようですが、これを超える施設へ設置していると認識しておりますが、非常時に、このAEDを使用する際、傷病者の胸部をはだけて電極パッドを貼り付けるため、女性に対して使用をためらうケースがあります。三角巾があれば、胸部を覆ってAEDを使用できる上に、止血や手足の固定などの応急手当にも役立ちます。このようなことから、市内の公共施設

に設置しているAED収納箱に、傷病者の胸部を覆う三角巾を配備してはどうかと考えるものですが、いかがでしょうか、市当局のお考えを伺いたいと思います。

2項目目は以上です。

○議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の二つ目の発言通告であります「非常時への備え」に関する質問につきましては、総務部長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 質問の、非常時への備えについてお答え申し上げます。

はじめに、現在、避難所に指定されている小・中学校の数は、小学校が19校、中学校が10校、合計29校であり、これらの施設は全て耐震化済みとなっております。

避難所となる小・中学校体育館の空調設置につきましては、議員ご指摘のとおり、避難所の機能強化を図る上で検討すべき事項と捉えております。

また、文部科学省からも補助メニューが示されておりますが、補助要件として、既にその体育館の断熱性が完備されていること、あるいは空調設備と併せて断熱工事を行うことが必須となっており、多額の財政負担が見込まれるところであります。また、小・中学校の普通教室へのエアコン、冷房であります。エアコン設置は完了しているものの、理科室などの特別教室へのエアコン設置がまだであることや、校舎の老朽化に伴う整備が課題となっていることから、教育環境の改善と避難所の機能強化について、その優先順位も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、議員ご提案のヘルメットの設置につきましては、まずもって議員各位に対しまして、防災服などの装備の一つとして折り畳み式ではない通常のヘルメットを配付させていただきます。

また、議場においては、議会開会中に災害が発生した場合、議員のほか、市の幹部職員が一堂に会しているため、被災すれば議会機能と災害対策の中核機能の双方を同時に失う恐れがあることから、議席及び当局席全てに折り畳み式ヘルメットを配備いたします。

なお、職員へのヘルメット配付につきましては、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

次に、備蓄品の周知につきましては、これまで市ホームページで周知しておりましたが、細かくて見づらいというレイアウトになっていたため、いったん取り下げておりま

す。今般、水や食料品、毛布等の主要品目の備蓄状況等が一目で分かる一覧表を作成いたしましたので、近日中に再度、掲載いたします。また、併せて年に1回は市の広報による周知も行いたいというふうに考えております。

次に、A E Dについてであります。現在、市では172の市関連施設にこれを配置しております。A E Dは、傷病者の素肌に直接電極パッドを貼る必要があることから、議員ご提案の三角巾配備により、救助の際、胸部を覆うことができ、胸部をはだけることをためらうようなケースも防げるものと考えます。また、三角巾は患部の止血や固定等にも活用できるため、応急手当の際に有効と思われますので、A E D収納箱、全てに三角巾を配備いたします。

以上です。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6番。

○6番（秩父博樹） ありがとうございます。再質問です。再質問、はい。

まず冒頭、学校の耐震化については、中学校の10校、また、小学校の19校、29校全てが耐震化されていることで確認させていただきました。なので、今後心配されるのは、経年劣化によって強度が年々弱くなっていくとか、それぐらいという語弊あるかもしれませんが、そこなのかなというふうに思いますので、これへの対応については、今後ご留意お願いしたいと思います。

体育館の空調設備については、断熱性の完備が必要ということで、今現在はすぐに設置というのは難しいのかなというふうに伺ったところです。さっき全国のデータ等お伝えさせていただいたところですけど、これ秋田県内全域においても、これ全部で365校あるみたいです。そのうちで空調配備できているのが6カ所だけということで、1.6パーセント、全国と比較してもかなり低い数字というふうになっているようです。さっき総務部長からあったように、大きな財源が必要になるというのがすごくネックだと思いました。ただ、そうなんですけど、そのとおりなんですけど、ただ、どっか1カ所、今後計画を考えていかないと進まないんじゃないかなというふうに、ちょっとそこが自分心配しております。なので、さっき学校統合の話、石塚議員の方からあったところですけど、この学校統合の将来像というのにも勘案しながら、設置してすぐ使わなくなったということのないように、勘案しながら、将来的には廃校にならないって見込ま

れる場所、もしくは今後、例えば公共施設等総合管理計画の見直しというのを今後行われていくと思います。その中で、現存の体育館、今の体育館が集約というのも考える場面がこれから出てくると思います。そこで新設される体育館があった場合、そこには最初からこの断熱機能がある体育館というのも考えることできるかと思いますので、その点も含めて今後ご検討いただきたい、ご検討いただければというふうに思います。この点についても今現在の考え方でいいですので、その辺ご答弁いただければと思います。

あと、業務継続体制については、先ほどヘルメットの設置、すぐ判断いただけると思わなかったのも、ちょっとびっくりしたところですけど、よかったです。よろしくお願いいたします。

あと併せて、職員の方々の机に今後検討、今決断できないという状況だったと思いますが、職務の邪魔にならない折り畳み式であれば各デスクに配備していただければというふうに思いますので、それこそ緊急時にはしっかり頭を守ってもらって、その後の業務に支障のないように、業務が継続できる体制と、今よりも強化するという観点で設置に向けて検討いただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、備品の周知については定期的に実施するというご答弁いただきました。よろしくお願いいたします。

また、年に1回、基本ということですが、例えば大きな出し入れがあった場合も周知が必要かと思いますので、ちょっとその点も含めて検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

あとそれからAEDへの三角巾の配備についても実施いただけるということで、ありがとうございます。その上で、これできれば色付きのものの方が好ましいかと思います。白色だと、どうしても透けてしまう可能性があるのも、色付きのものだとなかなか透けにくい、透けにくい素材で考えていただければと思いますので、ちょっとその点も含めてご答弁いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 秩父議員の再質問にお答え申し上げます。

まずはじめに、空調の設置の件でございますが、この地域柄と申しますか、恐らく暖房の方については設置型、あるいは移動型ということである程度といいますか本当に温かいのかどうかは断熱性に左右されるわけですが、暖房器具はございます。した

がって、いわゆる夏場の冷房ということで、これまでは比較的地域柄、過ごしやすかったのではないかということもあろうかと思いますが、昨今のあの夏の状況を見ますと、やはり看過できない状況にあるというふうに考えております。したがって、この点についても先ほどご答弁申し上げましたとおり、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、職員のヘルメットについては、もちろんあるに越したことはございませんけれども、やはり数が数だけに、すぐに結論を出せる問題ではございませんので、もう少しお時間をいただきたいということ、それから、備蓄品の周知、大きな変更があった時、そういった場合もということで、これはもちろんやらせていただきたいと思います。

それから、三角巾については、私の頭では三角巾は白い物というふうな固定観念がございます、色付きのものがあるとは存じませんでした、正直な話。そこら辺も色付きであれば、要は透けないような素材のものというふうな観点から検討させていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6番。

○6番（秩父博樹） ありがとうございます。それで、その避難所の、今どこにするって決まっているわけでもないんですけど、今後、ただ、この先検討する時にですね、要は停電時にも使えるようなものということで検討いただければというふうに思います。要は電力で動くものだと、停電していると使えないということになりますので、ちょっとこれについてもいろいろ調べてみたところですけど、ガスヒートポンプ方式、これであれば停電しても使える、なので非常時でも避難所生活のこの質の向上につなげることができるというふうに考えますので、この角度で検討いただければなど、まだ検討もしていない段階で言うのもなんですけど、そういう方向で検討いただければなどというふうに思います。

冬は暖房入れるとけがが減ると。夏は熱中症を防ぐことができるという、こういう観点からも設置に向けて検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

2項目目は以上で終わります。

○議長（古谷武美） 次に、3番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） 3項目目に、子どもを被害者にも加害者にもさせないアプリの活用

について伺います。

この10年ほどでスマートフォンの世帯保有率は、9.7パーセントから88.6パーセントと著しく増加しました。これは総務省からの情報です。このスマートフォンの普及によりSNSの利用者が増え、近年では撮影した写真や動画をSNS等のアプリを通じてインターネット上でシェアすることが定着してきました。スマートフォン保有率の高さは子ども社会にとっても例外ではなく、内閣府の調査によると、子どもが自分専用のスマートフォンを利用している割合は、小学生が64.0パーセント、中学生が91.0パーセント、高校生が98.9パーセントとなっております。この同調査によると、「インターネットを利用しているインターネット接続機器」のいずれかの機器で撮影や作成、記録をすると回答した青少年、この調査では1,143人が対象となっていたようですが、配信したことがあるかを聞いた結果、小学生は17.9パーセント、中学生は20.3パーセントとなり、高校生になると27.9パーセントという結果でした。

このように子どもにとって身近なスマートフォンでの写真・動画撮影とSNSの投稿ですが、個人的な情報を公開する行為であることから、保護者も子どもと一緒に様々な危険性があることを理解する必要があります。インターネット上での自撮り写真・動画の共有に潜む危険は、子ども自身が被害者になることも加害者になることも想定されます。近年では、学校配付の学習用タブレット端末による自撮りや盗撮による問題も全国的に見受けられます。SNSなどを通じて、子どもたちに裸や下着姿などを「自撮り」させる手口が全国的に広がっていますが、こうした子どもによる性的な自撮りに関する被害が増える中、令和3年秋、愛知県警、これ愛知県警です。秋田県警じゃなくて愛知県警が被害を防止する策について、起業家を育成するプロジェクト団体に相談をしました。参画されていた藤田医科大学が名乗りを上げ、産官学の連携の下、AI＝人工知能を利用して被害を防止するアプリが開発されました。このアプリは子どもを守るという意味から「コドマモ」と名付けられています。この「コドマモ」は、子どもが自分のスマートフォンで裸や下着姿などのわいせつな画像を撮影・保存した際、AIが撮影データを判別し、画像を削除するよう促す通知が表示されるとともに、保護者にも通知されるというペアレンタルコントロールができるシステムです。AIはサーバーを介さず、端末上で完結するため、画像は端末の外に共有されることはなく、プライバシーは保護されます。このアプリはスマートフォンにインストールすることで画像フォルダとアプ

リが連携し、撮影データが画像フォルダに保存される際にＡＩが判別するため、あらゆるアプリ内の機能による撮影画像に対しても、判別可能というふうになります。また、子どもが今どこにいるのかリアルタイムで位置情報の確認ができ、このアプリは昨年３月より無料配信が始まっており、また同月には、国連のイベントでも社会課題を解決するアプリとして紹介されています。

昨年７月、全国で最も平均年齢の若い長久手市の中学生を対象に、この「コドマモ」アプリを使い、実証実験が行われました。長久手市の三つの市立中学校に対し、愛知県警は市と協働で、７月１０日から３カ月間、市内の中学校の生徒およそ２千人を対象に、この「コドマモ」の利用を勧めて、アプリの有効性や親子関係の変化などの効果について検証が行われました。子どもたちが心豊かに健やかに育つためにも、犯罪に巻き込まれる危険性を遠ざけ、トラブルを未然に防ぐ手立てを講じることは重要なことであると考えます。

そこで、本市においても、この子どもを守るために開発されたアプリ「コドマモ」の周知・啓発を行ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。市当局のご見解を伺います。

以上です。

○議長（古谷武美） ３番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 秩父博樹議員の三つ目の発言通告であります「子どもを被害者にも加害者にもさせないアプリの活用」に関する質問につきましては、教育委員会事務局長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 山信田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山信田浩） 質問の、子どもを被害者にも加害者にもさせないアプリの活用についてお答え申し上げます。

子どもを守るために開発されたアプリ「コドマモ」の周知・啓発についてであります。現在、本市の全ての小・中学校において年１回以上、児童・生徒や保護者を対象とした講演会を実施するなど、ネットトラブルや被害に遭わないための注意事項等について学ぶ機会を積極的に取り入れております。また、市教育委員会では、青少年の健全育成を目的に設置された「青少年育成大仙市民会議」と連携して、ＳＮＳルールを掲載したシールを中学生に配付するなど、様々な啓発活動を行っております。加えて、幼い頃からスマートフォン等に触れる機会が増えていることから、就学時健診時に開催してい

る子育て講座では、保護者を対象にスマートフォン利用の注意事項について学ぶ機会を設けるなど、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりに努めております。

議員ご提案の「コドマモ」等スマートフォン用アプリの活用は、子どもたちの健全育成のために有効な手段の一つと考えております。こうした情報につきましては、引き続き社会の動向を踏まえ、県や関係機関と連携しながら、機会を捉えて児童・生徒や保護者等に情報提供してまいります。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6番。

○6番（秩父博樹） ありがとうございます。社会の動向を踏まえということですので、今、周知には至らないのかなというふうに、そういうふうに捉えたところです。アプリそのものが新しいアプリですので、そういうお答えだったのかなというふうに思いますけど、ただ、今現在そのSNSの普及で子どもたちには、ちょっと昔は考えられないようなスピードで今進んでいますので、なので被害者、加害者が出る前にという思いで、それでちょっと早めに取り上げさせていただいたところです。

ちなみにですけど、今現在、当市の中で、例えば被害者が出たとか、加害者が出たとか、ちょっとそういう情報ってあるものかないものか、もし分かれば教えていただければと思います。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。山信田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山信田浩） 秩父博樹議員の再質問にお答え申し上げます。

この令和5年4月から本日までの間に、こういった映像・画像等による小学生、中学生が事件に巻き込まれるというような事案は発生しないものと承知しております。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 6番。

○6番（秩父博樹） 今のところ当市では、そういう事案は聞こえてきていないということ、安心したところです。

無料で既にダウンロードできるようになっていますので、期を逸せず周知していた

だければと思いますので、そこをお願いしまして私からの質問を終わりたいと思います。
ありがとうございました。

○議長（古谷武美） これにて6番秩父博樹議員の質問を終わります。

【6番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、11番橋本琢史議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、11番。

【11番 橋本琢史議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○11番（橋本琢史） 新政会の橋本琢史です。通告のとおり質問させていただきますので、市長をはじめ当局のご答弁をよろしくお願いいたします。

当市における「空き家対策について」お伺いいたします。

平成17年3月22日に8市町村が合併し、大仙市が誕生し、19年が経過しようとしており、来年度は節目である20年を迎えようとしております。

合併時の平成17年3月末時点での人口は9万6,059人、世帯数で3万206世帯でありましたが、令和6年1月末時点での人口は7万5,080人、世帯数で3万1,590世帯であります。人口は2万979人と減少しておりますが、世帯数は1,384世帯増加しております。

人口減には様々な要因がありますが、少子高齢化等による自然減、市外等への転出による社会減に歯止めがかかっておらず、減少が続いております。しかし、世帯数は増加傾向にあり、核家族世帯の増加が大きな要因であり、大曲地域の中心部及び近郊では増加しており、郊外の親元を離れ新たにできた世帯であります。しかし、郊外で暮らす両親が高齢者世帯となり、老人福祉施設への入所や亡くなったことによる空き家が多くなってきております。

全国的にも空き家問題が重要視されるようになり、個人の問題でもありながら、自治体の問題として大きくなってきております。想定される問題として、地域住民が懸念していることは、「風景・景観の悪化」、防災や犯罪機能の低下として「倒壊・崩壊」「屋根・外壁の落下」、火災発生の恐れ及び犯罪の誘発が考えられます。居住目的のない空き家は今後も増加することが推移されております。

空き家問題を管轄する国土交通省では、平成26年に施行された、空家等対策の推進

に関する特別措置法の基本的方向性として３項目あり、活用困難な空家の除去等の取り組みを加速化・円滑化、「空家をなるべく早い段階で活用する」との考え方を基本とし、所有者や活用希望者の判断を迅速化する取り組みの推進、特定空家等の状態になる前の段階から有効活用や適切な管理を促進し、地域経済等の活性化につなげるとしております。

大仙市では、国の措置法の施行前の平成２４年１月１日より「大仙市空き家等の適正管理に関する条例」を施行しており、いち早く取り組んでおり、また「大仙市空き家等対策計画」も策定しており、空き家問題の重要性を認識し取り組んでいることは素晴らしいことであり、「空き家等解体事業補助金」「空き家バンク制度」「空き家管理サービス」などを実施しております。空き家の適正管理を促すため当局では条例第６条２の実態調査に基づき、情報提供や職員が巡回し状況確認、調査をしていることと思います。

そこで一つ目として伺いしますが、現在市内の空き家は何件あるか。また、その中でも倒壊の危険性が高い危険空き家は何件あるか、教えていただきたいと思います。

危険な空き家の所有者に対し、助言や指導を行い適正な管理を促していることと思いますが、中には相続登記がなされておらず所有者が不明、相続放棄、抵当権の問題などの空き家もあり、苦慮していることと思われます。令和６年４月からは相続登記が義務化となりますので、以前のように所有者不明の空き家がなくなることを期待しております。

現状では危険な状態での周囲への影響を及ぼしているものや周辺住民から苦情のあるもの、利活用が難しいものは「空き家等解体事業補助金」の活用を勧めており、令和４年度実績では９４件で６，１７０万２千円、令和５年度９月補正予算後で９５件で５，７８０万円を歳出しており、解体件数及び補助金額も年々増加しており、空き家件数は減少で推移しております。

しかし、前段でもお話をしたとおり、危険や迷惑な空き家で所有者が不明もしくは解体をする意思がないものもあり、隣接住宅や自治体で困惑しております。自然災害や雪害での倒壊、強風での屋根の飛来、冬場は除雪がされず道幅が狭くなり、交通の妨げや、近年で多く出没するようになったクマの住みかとなることを懸念するなど、市民の安全・安心を脅かしております。昨年１２月１３日には改正法が施行され、「活用の拡大」「管理の確保」「特定空家等の除去等」の３本の柱で、総合的に対策を強化することを目的としております。倒壊の危険性が高い「特定空き家」の前段階となる物件を新たに

「管理不全空き家」とし、状態が悪化する前に活用や解体を促すこととなっております。また、改善指導に従わず勧告に至ったときは、特定空き家と同様に固定資産税の軽減対象から外すとなっております。

「大仙市空き家等対策計画」の第10章に記載のとおり、大仙市も法改正を踏まえ「大仙市空き家等対策計画」の見直しを行うべきであり、大仙市空き家等対策協議会内で検討しているか伺いたします。計画を見直した上で「危険空き家」「管理不全空き家」をそれぞれ認定し、その認定件数も年間目標を立て、所有者への指導を強化することを提言いたします。

指導を強化したにもかかわらず、市長からの助言または指導、勧告に従わない所有者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令できることとなっております。その命令を受けた所有者が当該命令に従わない場合は、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められた場合は、行政代執行法により行うこととなっておりますが、現在までに代執行した空き家があるか伺いたします。また、代執行予定、または見込みの空き家もあるかも併せて伺いたします。

次に、空き家バンク制度についてご質問いたします。

空き家対策で重要なのは、空き家となる前からの取り組み、また、空き家を放置することなく管理してもらい、利活用してもらうことです。住宅は空き家となり居住しなくなると、住宅内外を含め傷みが早くなります。所有者や相続人が適正な管理ができない場合、大仙市では「空き家管理サービス」を行っており、危険空き家にならないような取り組みを行っております。

空き家バンクの運営方針は、地域活性化を図ることと併せて移住・定住の促進を目的としております。県外から移住される方を応援するため支援制度も行っておりますが、利用状況はどうなのでしょう。市のホームページには、空き家バンクに登録されている住宅が掲載されており、周知しているようです。また、全国版空き家バンクの2事業者のホームページへも掲載しておりますが、どちらも1物件しか掲載しておらず、県外からの移住・定住者を推進する意欲が感じられません。県外から移住を希望している方は、全国の様々な物件を見比べ検討していると思いますし、最初から大仙市に移住を希望している方は少ないと思われます。移住目的には観光、子育て支援、田舎暮らしなど様々あり、他県や他市町村と比較しておりますので、県内のみならず県外の方への周知を徹底していただきたいです。

空き家バンク制度は危険空き家にならないよう重要な活用方法ですので、登録件数を増やし、利用希望者が閲覧しやすいよう様々な媒体を通じ発信し、周知していただくことを望みます。

そこでお伺いしますが、空き家バンク制度が始まってから登録された空き家は何件あり、そのうち、利用希望者と契約となった空き家は何件あるかお伺いいたします。

なお、この制度を利用し、県外から移住された方は何世帯いるかも併せて教えていただきたいと思います。

以上の4項目についてのご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 橋本琢史議員の「空き家対策」に関する質問につきましては、総務部長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 橋本琢史議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、空き家対策についてであります。はじめに、空き家の現状及び「危険空き家」につきましては、現在、市が把握している空き家の総数が1,165件となっており、そのうち53件が周辺に悪影響を及ぼす可能性の高い「危険空き家」として認定しております。

また、今年度の空き家解体件数は、110件となっており、そのうち87件が空き家等解体補助金を利用しております。

しかし、一方で新規の空き家が105件確認されておりました。空き家の総数は近年横ばい状態となっております。空き家の実数調査につきましては、職員及び会計年度任用職員による全市調査や市民からの情報を基に、既存の空き家の状況確認や新規空き家の登録作業など毎年更新しております。

次に「大仙市空き家等対策計画」の見直し及び検討につきましては、昨年12月に法改正となった空家等対策の推進に関する特別措置法で定義された「管理不全空き家」の所有者には、以前から大仙市空き家等の適正管理に関する条例に基づき適正管理に関する通知を送付し、管理の改善を促しております。ただ、「管理不全空き家」に対する固定資産税の住宅用地特例の解除につきましては、新たに計画や条例等において明記が必要であるため、今後、見直しや改正を行ってまいります。

次に、行政代執行の実施につきましては、本市ではこれまで3件実施しております。

これは法改正以前の当市の条例に基づき、行政代執行法に従って行っております。

また、今後につきましては、今のところ予定はございません。

次に、空き家バンクにつきましては、空き家の所有者が売買または賃貸を希望する物件の情報を登録し、その情報を空き家の利用を希望する方などに紹介する制度であり、全国の多くの地方公共団体で設置されております。また、その目的は、主に空き家の有効活用による地域の活性化、移住・定住の促進であります。

本市では、空き家バンクを平成24年5月に設置し、令和3年度までの10年間で37件の登録がありましたが、他市と比べて数が少なかったことから、令和4年9月1日から登録条件の緩和や利用者登録の廃止のほか、宅地建物取引業者による代理申請を可能にするなど、制度を改正しております。

これにより、今年度は11件の登録があり、令和6年2月末までに50件の空き家が登録されております。このうち契約に至った空き家は41件であり、残る9件については、4件が所有者の都合による登録の取り下げ、残る5件が現在の登録物件数となっております。

また、県外の方により契約に至った物件は7件、7世帯であります。

空き家バンク制度は、空き家の利活用として有効な制度でありますので、議員ご指摘の点も踏まえ、今後はさらに周知を徹底し、登録件数の増加に向けて取り組むとともに、全国版空き家バンクのほか様々な媒体を活用して、多くの方の目に触れる機会を増やしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古谷武美） 再質問はありますか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、11番。

○11番（橋本琢史） ご答弁ありがとうございます。まず、今の現状を確認をさせていただきましたけれども、今回の法改正については、まずはその危険な空き家を未然にまず防ぐというのが狙いだと思います。ですので、まず大仙市では、今もう取り組んでいるというご答弁でしたので、今後も引き続きよろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、まずはじめに再質問ということで、ただ今大仙市の中では危険な空き家が53件あるということをお聞かせ願ひしましたけれども、その53件が固定資産税の減免の対象となっているのかを、まずお聞きしたいと思ってございます。

それに伴いまして、やはりどうしても危険な空き家を出さないというのが大前提だと思っております。その中で重要なのは、やはり空き家の利活用、あとは管理、あと管理できないものは、やはり解体を促すということであります。先ほどのお答えにもありましたとおり、補助金なりを活用しても新たに増えてくるという部分で、横ばいの状態ありますので、やはり未然に防ぐということが重要だと思いますけれども、それを出さないためにも各関係機関、あと関係部署同士の連携が重要となってくると思います。その中でのやはり情報の共有、あとは連携の部分で、市の方でも「大仙市空き家等対策協議会」や「大仙市空き家等庁内検討会」を組織化し、その中で様々な検討会や協議をしているということになっておりますけれども、会議がほとんど開催されていないということをお聞きしております。空き家対策を強化するに当たり、このような現状では連携も取れておらず、^{しんし}真摯に取り組んでいるとはいえません。空き家になる前の相談機能、管理を適正に行うための啓蒙活動など、初期の対応が危険空き家を作らない重要な対策だと認識しておりますので、今回の法改正も踏まえ、検討会で協議するべきではないでしょうか。

現状では危険を伴う空き家件数が多数あると思いますし、今後も増える見込みであります。それに伴い、空き家の解体事業補助金の申し込みも増加する見込みとなっておりますけれども、所有者が不明などといった空き家は、外壁が崩落し、1階部分が崩れ落ち、トタン等がバタバタと音を立てている危険な空き家も散見されます。そのような空き家と隣接している住民の方々は、日々、不安の生活を抱えており、危険と隣り合わせで暮らしております。市民の方々の不安と安全を守るためには、連携が重要であることを認識しながら、庁内検討会を開催していない理由をお伺いしたいと思います。

また、空き家への対応を、大仙市では今後どのように対応していくかなど、協議会や検討会を随時開催すべきだと思いますので、今後の検討会の在り方や具体的取り組みについて検討し、対策へどのようにつなげていくかも併せてお伺いいたします。お願いします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 橋本議員の再質問にお答え申し上げます。

まずもって現在、市が危険空き家として認定している53件、これの固定資産税の特例が解除されているかどうかという点でございますが、この点につきましては、現在、大仙市の条例に基づいて危険空き家と申し上げております。法改正後の管理不全空き家

という位置付けにはなっておらないため、現在これについて法に基づいてこの措置の解除をするということはやっておりませんので、現在のところはそのままということでございます。

それから、協議会、あるいは検討会がほとんど開催されていないというご指摘でございますけれども、当該組織につきましては、令和３年度に実質的に設置いたしまして、空き家対策の制度構築、こういったこともご議論いただいております。そうしたことで、これまでは年１、２回、まだ２、３年しか経っておりませんので、年１、２回のペースで開催してきたところでありまして、この回数自体につきましては必要十分であったというふうに認識しております。

ただ、昨年１２月の法改正を踏まえまして、直ちに検討会で協議すべきではなかったかというご批判につきましては、真摯に受け止めております。今後、可及的速やかに取り組んでまいりたいと考えております。

また、今後の検討会の在り方などにつきましては、今回のような法改正などの特殊な事情があった場合には随時開催するなど、状況の変化に時期を逸することのないよう対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく今後ともご指導方お願い申し上げます。

以上です。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、１１番。

○１１番（橋本琢史） ありがとうございます。今言われたとおり、やはり昨年の１２月、法改正行われておりますので、即時やはり協議会なりでもんでもらうというのが重要だと思いますし、空き家問題がどれだけやっぱり問題の大きさということをやっぱり認識してもらいたいなと思ってございます。そのためにも協議会をその都度開催をさせていただいて、庁内で連携を取りながら真摯に対応に当たっていただければなと思ひまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（古谷武美） これにて１１番橋本琢史議員の質問を終わります。

【１１番 橋本琢史議員 降壇】

○議長（古谷武美） 一般質問の途中ではありますが、この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後１時といたしますので、よろしくお願いします。

午前 11 時 59 分 休 憩

午後 0 時 59 分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、1 番大山利吉議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、1 番。

【1 番 大山利吉議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1 番の項目について質問を許します。

○1 番（大山利吉） しばらくの一般質問でありますから、とりとめのない質問も多々あるかと思えます。何とかご容赦のほど、よろしくお願いいたします。

3 項目につきまして、質問やら私見を交えながらひとつお尋ねをしてみたいと思いますので、しばしの間、お付き合いのほどよろしくお願いいたしますと存じます。

市長、トイレトレーラーですか、大変被災者の方々から喜ばれておりました。報道で見た限りであります、やっぱり物事、着眼でないかなとつくづく感じた次第であります。

2050 年、今から 26 年後のことではありますが、大仙市の人口が 4 万 4 千人ぐらいと推定されております。合併以来 19 年になりました。この間、様々な公共施設が統廃合を繰り返し、今日に至っております。廃止となりました施設には、有効活用されておるもの、あるいは活用されていないものありますが、全くそのままという施設も見られます。

そこで質問させていただきますが、令和 7 年度で廃止となります仙北学校給食センターであります、何か再利用されるものでしょうか。見通しがあるとすればお知らせいただきたいと存じます。

次に、仙北中学校の旧合宿所の件についてお尋ねしたいと思います。

大変古い話で恐縮でございますが、多分平成 28 年頃だったでしょうか、解体するというお話が進んでおったわけですが、当局から、花火に関する資料を保存するという事で中をリフォームしたということがありました。資料を展示する建物が完成したならば、合宿所は解体するということでありましたが、平成 30 年にはなび・アムが完成いたしました。仙北中学校旧合宿所の件は、その後 6 年間の歳月が今日まで流れており

ます。何ら進展はありません。この後どのような状況になっていくのでありましようか、よろしくお願いを申し上げますとともに、今定例会に廃止条例案が上程されております武道館の件であります、県道から２メートル５０ぐらいの距離のところにある建物であります。これも併せてひとつ見通しをお聞かせいただければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） １番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 大山利吉議員の一つ目の発言通告であります「公共施設の再編と再編後の施設の活用と整備」に関する質問につきましては、総務部長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 大山利吉議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、公共施設の再編と再編後の施設の活用と整備についてであります、はじめに、令和７年度をもって廃止予定の仙北学校給食センターの活用につきましては、用途廃止後の方針が現時点では未定であり、今後、給食センターの統廃合計画の進捗に合わせて、教育委員会と市長部局とで、その方針について検討してまいります。

市では、用途廃止後に他の行政目的への転用の予定がない施設については、公募による売却を基本としながらも、物件の特性に応じた利活用による財産処分に努めているところであります。活用方法の検討においては、地域や民間事業者等からの意見や提案を把握するため、広く情報収集を行いながら、財政負担の軽減及び早期の財産処分を目指し、取り組んでまいります。

次に、仙北中学校旧合宿所及び武道館の早期解体についてであります、市では施設の解体につきまして、解体予定施設のアスベスト調査等を実施するなど事業費の精査を行うとともに、隣接地や周辺へ及ぼす影響の程度なども考慮しながら、解体による財政負担が平準化するよう推進しているところであります。

質問の旧合宿所については、用途廃止後、平成３０年度まで花火資料保管庫として使用され、現在は普通財産となっており、本年度に解体実施設計を行っております。

仙北武道館につきましては、施設の経年劣化に伴い利用者の安全が確保できない状況となっていることを踏まえ、今次定例会において当該施設の廃止に係る条例案を上程しており、議決をいただき次第、施設の解体実施設計に着手し早期解体を目指してまいります。

また、解体に当たりましては、仙北中学校と隣接していることを踏まえ、生徒や保護者等の安全確保と周辺環境に与える影響等に最大限配慮しつつ、両施設の解体工事の一括発注など最も効率的かつ合理的な手法を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、1番。

○1番（大山利吉） ありがとうございます。本当は原稿にまだまだこの合宿所について書きまして、通告いたした次第でありますけども、きれいになっておりました。通告の文書を出した次のあたりですか、大変きれいになっておりましたので、割愛をさせていただきました。本当にありがとうございました。

今、公募等によっていろいろ民間から活用していただきたいという部長のご答弁でございました。もっともでございます。ぜひともですね、各方面の方々からたくさん利用していただければ大変ありがたいことだと思っております。

タマネギ、キャベツ、ジャガイモ、ニンジン、大根、これは給食センターで最も使用されている野菜だそうであります。どれも身近で、それぞれのご家庭で栽培されております。ところが、冬場、春先になりますと、その野菜も値段が高騰し、身近ではなくなってまいります。野菜を長期保存するには、それぞれの野菜に合った温度と湿度が必要だそうであります。いかながなものでございましょう。廃止となりますセンターに、その部屋を作って、統合される園で調理する170人前後の材料としたらいかがでありますでしょうか。でき上がった給食を園児たちに食べる時に、これはお父さん、お母さん、また、おじいちゃん、おばあちゃんが作った野菜なんだよと、食育の一丁目一番地だと私は思います。誰が経営するのか、採算が取れるのかは後々の話として、まず調査研究などしてみたいかながなものでございましょうか、お願いいたします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 大山議員の再質問にお答え申し上げます。

ただ今、議員から、地場産野菜の貯蔵施設としての利活用のご提案がございました。市では、公共施設や用途廃止された施設の新たな運営手法や処分方法を検討するため、これまで民間事業者から様々な提案や意見を伺うサウンディング型市場調査というものを行っておりまして、これまで11施設に対して15の提案を受けておる状況でござい

ます。

仙北学校給食センターにつきましても、給食センターの統廃合計画の進捗に合わせまして、譲渡や解体のほか、施設の特性和地域環境、あるいは、今、議員のご提案の中では多分食育といった観点もあろうかと存じます。こういったところも含めまして、広くアイデア、あるいは意見を求めまして施設の有効活用案についても併せて検討してまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

○1番（大山利吉） ありません。

○議長（古谷武美） 次に、2番の項目について質問を許します。

○1番（大山利吉） 次に、高齢者や障がい者に配慮した公共施設のきめ細やかなバリアフリー化について伺います。

人生100年時代に突入いたしました。定年延長などによる雇用環境の整備が進んだことも相まって、65歳を過ぎても働く人が増加を続けております。

一方で健康状態は個人により異なりますが、年を重ねるごとに運動機能は低下し、足腰に大きな負担がかかってまいります。階段の上り下り等が、多かれ少なかれ日常生活に何らかの影響が生じてまいります。

ある団体の表彰を受けられた経験の方のお話ではありますが「表彰していただけることは大変ありがたいが、壇上に上る階段に手すりがあればもっとありがたい」「介添えしていただけるのもありがたいが、申し訳なくて」とお伺いしております。このバリアフリー化について質問をさせていただきます。

市の施設においては、国のバリアフリー法や県のバリアフリー社会の形成に関する条例の定めに基づき、バリアフリー化が進められているものと承知しておりますが、大曲市民会館、ふれあい文化センタードンパル、和ピアなど、ステージが設置されている施設を中心に、今一度各施設を点検していただき、手すりの設置を望むものであります。些細なことかもしれませんが、ほんの少しの配慮、あとちょっとの気遣いが、誰もが自分らしく安心して暮らし続けることができる人生100年時代にふさわしい大仙づくりにつながるものと考えますが、ご所見を伺います。

○議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 大山利吉議員の二つ目の発言通告であります「高齢者や障がい者に配慮した公共施設のきめ細やかなバリアフリー化」に関する質問につきましては、教

育委員会事務局長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 山信田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山信田浩） 質問の、市民会館壇上への舞台階段の手すりの設置についてお答え申し上げます。

現在、大曲市民会館の大ホール・小ホール、中仙市民会館、協和市民センター、仙北ふれあい文化センターの計五つのホールに移動式舞台階段が設置されております。各種イベントでステージの上り下りをする際には、状況に応じて主催者が登壇者を補助するなどの配慮をしております。金婚式や出初式、各表彰式においては、ご高齢の方々や身体の不自由な方が客席より壇上へ上り下りをする場面があることから、議員ご指摘のとおり、手すり設置の必要性を感じております。

手すりの設置に当たっては、強度や耐久性、舞台演出への影響等を確認した上で、着脱式をはじめ様々なタイプの手すりの情報を収集する必要があります。安心・安全に舞台階段を上り下りすることができるよう、各ホールの利用状況に応じた手すりの設置を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、1番。

○1番（大山利吉） いやあ、どうもありがとうございます。教育者の方から、まさか手すりの方まで本当に恐縮でございました。ひとつご期待申し上げますので、よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（古谷武美） 次に、3番の項目について質問を許します。

○1番（大山利吉） 次に、大仙市誕生20周年記念事業につきましてお伺いをいたします。

月日の流れは早いものでございます。大仙市が誕生いたしましてから20年の節目を迎えようとしております。民法上の青年年齢は引き下げられましたが、この20周年という節目は、人生でいえば社会的な権利を獲得し、あらゆる義務と責任が伴うようになる重要な年であります。これまで5周年、10周年、15周年と、それぞれの節目にふさわしく、大仙市のさらなる発展と飛躍を誓う決意の年として、また、15周年はコロナ禍であり、この20周年記念事業は、老松市政にとっては本格的な周年記念行事では

ないでしょうか。どうぞ前例にとらわれることなく、市民の心に深く刻まれるような記念事業を企画していただきたいと思いますが、当局の取り組みを伺いたいと存じます。

○議長（古谷武美） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の、大仙市誕生20周年記念事業についてお答え申し上げます。

先の施政方針演説におきまして申し上げましたとおり、大仙市誕生20周年の節目を、市民の皆様とお祝いし、喜びを分かち合うとともに、これまでの歩みを振り返り、ふるさとへの誇りと愛着、そして地域の絆を深め、さらなる飛躍と発展に向けて新たな一歩を踏み出す、覚悟と決意の機会にしたいというふうに考えております。

こうした考えの下、来年の合併記念日に向け、市全体の機運を高める「機運醸成」に係る取り組みや、市勢発展にご尽力をいただいた皆様を表彰する「記念式典」、市全体で20周年の節目を祝い、市民の皆様一人一人がまちづくりに関心を持ち参画する機運を高める「関連事業」及び20周年記念事業の記憶を紡ぐ「アフターイベント」の四つの取り組みを柱に、「20周年メモリアルイヤー」と銘打ち、令和6年度から令和7年度にかけて記念事業を展開してまいりたいと考えております。

とりわけ関連事業につきましては、多くの市民の皆様には20周年記念の節目を実感していただけるよう、各地域で開催される文化祭や花火大会、及び身近な行祭事などを中心に、地域協議会や実行委員会をはじめとした皆様との共創により、20周年記念を冠した事業を企画・実施するなど、これまでの周年記念事業にはない新たな取り組みも念頭に、市民の皆様の印象に深く残る事業を検討してまいります。

また、こうした企画の検討に当たっては、市の将来を担う若い世代のまちづくりに対する興味や関心を喚起し、主体的かつ積極的に参画する機運を醸成するため、若い世代の目線を最大限取り入れるとともに、多くの子どもたちが参加できるよう事業の具体化を進め、然るべき時期に、議員の皆様にお示ししたいというふうに考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、1番。

○1番（大山利吉） ありがとうございます。ご答弁を勝手に解釈させていただきますと、通年20周年記念事業と解釈いたします。1年間通して、3月22日ばかりじゃな

くて、1年間通して取り組んでいくというふうに解釈をさせていただきました。全く素晴らしいことと思います。

ひとつ私の思いでございますが、オリンピックに出場する方、それから、箱根駅伝3年続けて力走した方、それから、全国高校女子バレー優勝のキャプテン等々、これらの方々が大仙市出身であります。どうぞこの20周年記念の一環としてですね、一堂にというとそれぞれ日程があるかと思いますが、ひとつお招きをして、市民の方々と、あるいは青少年の方々と、ふれあいする場所を設けていただければ大変ありがたいなと思っております。

それから、友好交流都市であります宮崎市、座間市、宮古市さんの方々から、3市合同の物産展を然るべき何かと併せて物産展を開催していただいたらどういうものでしょうかと。

それからもう一つ、消防音楽隊、大変立派になりました。どうでしょう、市内の中学校の吹奏楽部と合同の、それこそ20周年記念として消防音楽隊、中学校の吹奏楽部、一同のひとつ演奏を聴いてみたいもんだなと、こういうふうに思っておりますので、ひとつここら辺の取り組みをお願いしたいと思います。ご所見伺います。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 大山議員の再質問にお答え申し上げます。

ただ今、3点ほどご提案をいただきました。

まず、大仙市出身の若きアスリートの皆さんを招いてのトークショーといいますかね、大変素晴らしい企画ではないかなと思っております。特に子どもたちに、そうした素晴らしい大舞台を経験された方、それから、夢や希望に向かって頑張っている姿をですね、そうしたお話を子どもたちにお話していただければ、これはね、素晴らしい大きな一歩に子どもたちのなるんではないかなという感じがしますので、ぜひ関連事業の一つとして実現に向けて調整していきたいと。日程調整とかね、あるかと思いますが、頑張りたいというふうに思います。

それから、友好交流都市を招いた3市合同の物産展といいますかね、こういうことは、ちょうど座間市とは友好交流都市締結10周年に当たり、10周年の時に締結を結びましたのでね、そういったこともあって黙っているわけにはいかないなと思っていましたので、今、お聞きしました3市合同のね、物産展、大変素晴らしい、これもね、企画ではないかなというふうに思っております。さらなる交流の進化といいますかね、交流を

広げてまいりたいという意味からも、素晴らしいことだと思います。

それから、最後に消防団音楽隊、それから小・中学校の吹奏楽部ですかね、コラボレーションという話、大変これもまたね、素晴らしい企画ではないかなというふうに思っております。ぜひ関連事業の中でですね、実現できればというふうに思いますし、また、その様々な活動をしている、音楽だけではなくていろんな活動をしている団体、組織があらうかと思います。そうした方たちが主催する協賛事業といいますかね、この20周年に協賛する事業、こうしたものもですね、公募していければというふうに思っております。

いずれこの後いろんな中身をですね、組み立てながら、そして議員の皆さんに報告したいと。先ほども言いましたように、若い方々のね、視線を、ちょうど20周年ということ、二十歳ということでもありますのでね、そうした若い方々の目線を存分に入れた、そうした記念事業にしていきたいということでもあります。

6年度の途中から始まって7年度の途中までということになるんですかね、中身によってちょっと延びるかもしれませんが、そうした1年間通しての、その記念日3月22日の前後を活用した形で実施していきたいというふうに思っておりますので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、1番。

○1番（大山利吉） 市長、ご期待申し上げます。よろしくお願いいたします。

来年の3月22日は、大仙市にとって二十歳の旅立ちだと思います。まだ早い話ではありますが、また、私ごときが申し上げるものではありませんけども、ややもすれば老松市政の三期目のスタートラインになるかもしれません。どうぞひとつ、一生懸命市民の喜ぶ行事にしていきたいと思います。

大変駄弁を申し上げました。ご静聴いただきましてありがとうございます。

○議長（古谷武美） これにて1番大山利吉議員の質問を終わります。

【1番 大山利吉議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、3番佐藤文子議員。

（「はい、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（古谷武美） 1番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。昨年12月の第4回定例会に続きまして、今回もまた「あきたこまちR」について質問させていただきます。

昨年12月の第4回定例会での「あきたこまちR」に関する私の質問は、一つに、秋田県からの関係情報の提供の時期と市の対応、二つに、マンガン吸収抑制の影響、三つに、「あきたこまち」のブランドと流通への影響について、市の考えをただしながら「あきたこまちR」の導入と全面切り替えへの中止を求めたところでありました。

当局からいただいた答弁は、市が初めて関係情報を得たのは8月25日と、わずか3カ月前であったにもかかわらず、市民や農業関係者に対し、異論や疑問を問うこともなく、導入と全面切り替えを容認し、県の方針に従い、スムーズな切り替えができるようにするというものでありました。

東北屈指のあきたこまち生産地の首長として、本当にそれでいいのか、秋田県に対して県内外から6千件にも及ぶ意見や批判が寄せられていることを真摯に受け止め、様々な角度からの調査、吟味が必要ではないかと思い、再び一般質問に取り上げた次第です。

私は、あきたこまちRの問題について、今回もカドミウム吸収を著しく低下させるものの、植物や人間の成長と健康に欠かせないマンガン吸収が3分の1に減ってしまっていることの重大性に着目して質問させてもらいます。

1番目に、生産者の選択権を尊重して、根拠を示す説明を求めるものです。

秋田県があきたこまちR生産販売推進本部が稲作農家の皆さんへ、あきたこまちは令和7年からあきたこまちRに切り替わりますとして配布したチラシでは、あきたこまちRの栽培管理はこれまでのあきたこまちと同じとしながらも、秋落ちしやすいほ場では、ごま葉枯れ病の注意が必要とっております。日本土壤学会の異なる水田土壤におけるコシヒカリ環1号の無機成分含有率とごま葉枯れ病罹患^{りかん}のリスクの評価というこの論文によりますと、ごま葉枯れ病はリン酸カルシウム、マグネシウム、マンガン、鉄、ケイ酸などの含量が少ない土壌、つまり養分の少ない土壌、砂質などで多く発生するようであります。また、稲の茎葉部のカリウム、ケイ素、マンガン、鉄の含有率が低いと病斑数が増加するという。さらにあきたこまちRの元親でありますコシヒカリ環1号は、コシヒカリに比べてマンガンが3分の1に減っている分、代わりに鉄の吸収が進むようで、鉄の含有率が高く、その結果、鉄に対するマンガンの比率が低くなつてごま葉枯れ病の

病斑数が増加すると考えられております。そして、ごま葉枯れ病多発のほ場では、コシヒカリ環1号はコシヒカリと比べてごま葉枯れ病病斑数が大変多く、収量も少ないが、マンガン資材の使用で病斑数の減少と収量のコシヒカリ同等までの改善の傾向は見られたというふうに論じております。

秋田県が稲作農家の皆さんへとするチラシでは、「一部の秋落ちしやすいほ場では、ごま葉枯れ病の発生に注意が必要ですが、田植え時に使われるいもち病防除剤の種類を工夫すれば問題ありません。引き続き稲作りの基本である土作りに努めることが重要です。」と結んでおります。本当にこれだけの説明でいいのかどうか大変疑問であります。

こまちRがコシヒカリ環1号の特性を受け継ぎ、マンガン吸収が3分の1まで抑制されること、それに伴う品質への影響は本当にはないのか。とりわけ地力の弱いほ場でのマンガン不足によるごま葉枯れ病発生リスクが高いことや、それへの対策はどう行ふべきか、それに伴う農家の負担はどうなるのか、問題のないほ場においてマンガン資材の投入は本当に必要ないのかなど、もっと根拠を示した説明を行う必要があります。そして、その上で生産者の作付け品種の選択権、これをしっかり尊重すべきだというふうに考えますが、このことに対する考えをまずお聞きします。

二つ目には、マンガンの役割とあきたこまちRの食味についてお尋ねいたします。

県が稲作農家の皆さんへと配布したチラシの「あきたこまちRとは」という項目では、収量、品質、食味の特性はあきたこまちと同等としております。

米作りは高収入や高品質と良食味、病虫害に強く、高温・低温に強い米にする、そのために何年もかけて品種改良を重ねてまいりました。とりわけ良食味を追求する品種改良が盛んな中、カドミウム抑制のため、もともと米が持っているマンガン機能が抑制されてしまいましたけれども、これも品種改良と言えるのかどうか私は甚だ疑問です。あきたこまちRは99.6パーセントの遺伝子があきたこまちと同じなので同等だというふうに言っておりますが、0.4パーセントの違いが、ほんのわずかと言えるのかどうか。人の体は30億の塩基対からなっております。一人一人に特有なのはごくわずかで、人間は99.9パーセントが同じ遺伝子を持っています。稲は3億9,000万という塩基対なので、0.4パーセントの違いは大変大きな違いになります。こまちRとこまちは別品種と私は言えると思います。ある人は、こまちRとこまちは、人とチンパンジーの違いだと、こんなふうにも言っているネット上での話があります。私は、この違いは品質や食味においても、厳密に調べれば違いが当然出てくると考えます。食味

も同等とした根拠は、プロの食味検査員による食味試験の結果とのことであります。しかし、これは人間の主観によるものなのでありますから、食味試験値と、その科学成分の相関関係をぜひ調べてもらいたいもんだと思います。

農林省の研究機関の論文に、玄米の窒素並びにミネラル含量と米飯の食味との統計的関連というふうなのがあります。これによりますと、科学分析値と食味試験値との関係が示されております。大変興味深いので、ほんの一部を紹介します。

食味試験は外観、香り、粘り、うまみ、硬さ、総合値の6項目で調査されております。白米では、この食味試験と関連性を見ますと、窒素、カリウム、カルシウムは食味6項目全てで負の関係にあります。ところが、マグネシウムとマンガンは全て正の相関を示しております。タンパク質の主成分である窒素の含量が多いほど食味が悪くなる。正の相関を示すマグネシウムは、粘りや硬さ、これは柔らかい方がおいしいというふうなことのようですが、外観において食味値が非常に高い。マンガンはぬかにほとんど含まれ、精米することで玄米に含まれるマンガンの約9割がそがれてしまいますけれども、そのことで白米の食味値が粘りやうまみ、柔らかさで大きく、正の相関関係になり、食味値が高くなっているのです。良食味米といわれるコシヒカリは、マグネシウムに富むと言われ、米のうまさを決めている一つでもあるといわれています。

あきたこまちRと従来のあきたこま치의食味検査値が、うまみ総合値で、こまちRの方が勝っているというような結果も出ておりますが、これはあきたこまちRがコシヒカリの遺伝子を強く受け継いでいるからではと私は想像したところであります。

マンガンは様々な成分の代謝に関わる酵素に含まれる微量ミネラルであり、マグネシウムの代謝にも関わっており、このマンガンの吸収が3分の1に減ることは、今後、食味にも大きな影響が出るのではと考えます。マンガンはケイ酸と共に稲の体、長さですが、稲体が最大となる出穂前後に最も吸収されますが、窒素やリン、カリ、マグネシウムは大部分が出穂前に吸収されるといわれております。秋田県では、あきたこまちRになればカドミウム対策及びヒ素対策として出穂前後の淡水管理が不要になり、農家の負担を軽減できるとしてしています。しかし、この時期に水に溶けて吸収が最も進むはずのマンガンの吸収を、これではさらに低下させてしまうのではと考えるものであります。マンガンは土壌水分が少なくなればなるほど吸収が落ちます。無機成分の中で土壌の水分の影響を最も受けているミネラルであります。

一方、タンパク質の基となる窒素は、土壌水分の影響は受けず、出穂前にはほとんど

吸収されるとのことですが、土壌水分の低下に伴い、玄米のタンパク質量が増加するとのことでもあります。タンパク質量の増加は、これは米のおいしさを悪くさせる原因にもなります。

このようなマンガンの役割を軽視というより、無視しているようなこのあきたこまちRの食味というのは、いずれ低下してくるものではないかと考えるものであります。

今回はこの二つの点でお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の「あきたこまちR」に関する質問につきましては、農林部長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 渡邊農林部長。

○農林部長（渡邊重美） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、あきたこまちRについてであります。はじめに、マンガン不足による影響、そして生産者の品種選択権の尊重につきましては、「あきたこまちR」への切り替えに関し、県ではこれまで、秋田県農業試験場での育種過程における生育調査や、第三者による食味値の検定機関の判定結果により、収量、品質とも従来のあきたこまちと同等という評価をしております。

また、県によりますと、ごま葉枯れ病につきましては、育苗箱粒剤にいもち病、そしてごま葉枯れ病に効果のある農薬があり、従来の箱粒剤との価格差は、ほぼないと伺っております。

なお、従来のあきたこま치의種子の選択につきましては、県としては全面切り替えとしながらも、他県産の種子の購入、自家採種での対応も可能とし、従来のあきたこま치의作付けを妨げるものではないとしてございます。

次に、マンガン成分抑制による食味低下への見解につきましては、食味に関する評価として、先ほども申し上げましたとおり、外観、味、香り、硬さ、粘りとも、従来のあきたこまちと同等であることが示されておりますが、各地域の生産現場における経年的な評価につきましては、今後進められるものと思っております。

県では、令和6年度事業として「あきたこまちR導入理解促進対策事業」を新たに予算計上し、生産者に対しては、普及実証展示圃や現地栽培展示圃を設置し、栽培マニュアル等の作成や技術指導を行うとともに、消費者や卸売業者に対しては、動画の配信に

よる情報発信や、県内外の卸売業者への説明会の開催等を予定していると伺っております。

市といたしましては、県と連携し、実証事業から得られた成果や科学的知見に基づく正しい情報を発信し、あきたこまちRの理解促進が図られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

○3番（佐藤文子） ありがとうございます。前回とほぼ同様の答弁かと思えますけれども、今、答弁にありましたけれども、作付け選択につきましては、まず全面切り替えといいながらも自主採取及び従来のも妨げないというふうな答弁でありました。かなり全面切り替えということを強調した前回の答弁よりは、生産者の意向とそういうのが、相当の批判もちゃんと考慮しての判断なのか、生産者の意向を少し配慮した内容だと思うんですが、しかし、多くのこの県で作るあきたこまちRの種子、これで植えたあきたこまち、これを農協等では一切流通に扱わないというふうな状況が起これば、いずれ自主採取をした人、自主採取というか従来のあきたこまちを作っている方々の流通というふうなのは、これはそれぞれ県の指定する農協以外の、もとより販売ルートをしつかり持っている農家でなければ、このもともとのあきたこまちは売れないという、そういうふうに捉えられるのかどうかということをまず1点。

それから、まずこの従来のかまちと何らほとんど同等というふうに判断したものをあきたこまちとして売るわけですが、あくまでも遺伝子が異なるというふうなものは、これはどう見ても品種が違いますので、これは前回申し上げましたが、品種が混ざれば駄目だというふうなことで、こまちRへの切り替えというふうなものをやったわけですので、その基となる、実はこれ、去年1月に秋田県があきたこまちRへの全面切り替えというふうなので、県のレベルで会議をやった時の資料なんです、あきたこまちRをこまちとして売る、そのことでモデルに、参考にしましたのが、従来のコシヒカリと今ほとんどコシヒカリというのは、コシヒカリBL米というふうなことで作られているんですけれども、この原産品種銘柄というふうなものでは、コシヒカリ及びコシヒカリBLというふうにしながらも、コシヒカリ品種というふうな枠の中で、品種はあくまでもコシヒカリ、そしてこっちはコシヒカリBLというふうになっている、これを参考

に、こまちとあきたこまちRというふうなものに、産地、品種、銘柄にするというふうなことにして、流通の段階ではあきたこまちとするというふうになっているわけなんですけれども、明らかに品種名は違うわけですよ。あきたこまちとあきたこまちRは、品種が別というふうなことになるわけなんですけれども、市民の方々からは、このこまちRが出た時に、どうして売る時にこまちRに名前変えればいいじゃないと、そういう品種を変えて、カドミウム吸わないというふうなことではいいんだけど、だったらこまちRという名前でやればいいじゃないという、そういう声が結構聞かれます。そういうふうな意味では、消費者に移る段階では、あきたこまちというふうな名前、しかし、そのものはこまちRというふうなことなのであれば、やっぱりこれは消費者、秋田県のあきたこまちはこまちRだという、そういう風評被害といいますか、買わなくなると、そういう心配をみんな持っているし、私もそう感じるわけです。その辺、現状、どのようにお考えなのか、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。渡邊農林部長。

○農林部長（渡邊重美） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、2点ということでございますけれども、1点目のJ A等では流通できないのではないかと。ただ、従前のこまちというのは、やっぱり直接販売ルートを持った農家さんでなければ流通できなくなっていくのじゃないかということでございますけれども、この質問、私ども今回お受けしたわけなんですけれども、J Aの方に確認しました。やはり県として奨励品種からは従前のこまちというのはこまちRに入れ替われると、奨励品種。したがって、J Aとしては県の奨励の無い品種になりますので、従前のこまちというのは、農家さんから出されれば取り扱いますよと。ただ、値段なりということになりますと、一般米扱いになるとか、その辺がまだ検討段階にあるというふうなJ Aの回答でございました。要は農家が作ったお米をJ Aとしては受けるんですけれども、従前の現在のあきたこまちというのは奨励されていない品種であると、そういう認識の下で、値段なりは補償できませんよという話がございました。したがって、やっぱり個別の農家さんで販売ルートを持った方々が従前のこまちは流通のウエイトをかなり占めてくるんだろうなというふうなことは否めないと思ってございます。

また、2点目の、当然遺伝子が異なると。こまちとこまちRでは遺伝子が違うと。これ、当然育種の過程が違いますので、私専門家ではございませんので、確約ということではないんですけれども、確かにそのとおり遺伝子上の品種は違うものと思います。た

だ、じゃあ何でこまちRという品種にしないのか、銘柄だけをこまちというふうに名乗るのかという2点目につきましては、これは私どもも、じゃあどうして銘柄をRにしないのというような聞き方、県にもしたことはないんですけれども、当然今、議員のご指摘のお話もあるでしょうし、一般の方々の若干疑問点に思われているこまちRにすればいいのという部分は、これまでのやっぱり59年にデビュー以来の、これまで40年間作り上げてきたあきたこまちというブランド、これをできればそのまま引き継ぎたいという意志が強かったためなのかなというふうにも理解はしてございます。これから実際、先ほど申しましたとおり、県では6年度に大体の種子生産、7年の切り替えというステージに入っていくわけですが、その中でいろいろな栽培技術であるとか、まして私どもも市の段階でも、まだやっぱり消費者に対するアプローチ、この周知というのは、まだまだ足りないと思ってございますので、そこは県とも十分に情報を共有しながら連携して、生産段階、あるいは消費者の方々にも多く理解得られるよう進めていきたいなと思っています。あくまでも、まだこのこまちRというのは、まだ研究段階で育種段階の成果しかない状況ですので、これから現場で実証事業等、組み合わせていくと、そして切り替わって大多数がこまちRが植えられると。その過程の中でも、しっかりモニタリングをした上で成分の分析であるとか、この技術は今後、ぜひとも必要だと、その辺の指導も含めて、今後、県からも責任を持ってやっていただきたいと思っていますし、私どもも農家さん、あるいは消費者の不安を払拭できるよう取り組みの方は努めてまいりたいなと思ってございます。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

○3番（佐藤文子） ありがとうございます。これから植えて、いろいろ成分だとかそういう実証、実験過程とは言いませんけれども、もう既に来年からは植え付けをする。しかし、その成分やなんかについては、まだまだ研究していく必要があるみたいな、そういうご答弁だと思います。

本来であれば、これだけ遺伝子を変えて、そして新たな品種あきたこまちRにしました。もともと変えた部分というのは、カドミウムを減らす、そのためだったんですが、本来持っているマンガンという大切な役割をするその無機成分を3分の1に減ら

してしまった、そこが非常に問題なんですね。そのマンガンが減ったことによるごま葉枯れ病への心配、そういうふうなことで新たな農研機構では、もう既に研究されて、新たな品種をまた開発した、こういうふうなことをやっている。本来であれば、様々起こり得るこの成分への影響、味への影響というふうなもの、そして今回は取り上げませんでしたけれども、何よりもこのマンガンの人間の必要摂取量、これに対して3分の1に減るというふうなことへの影響、足りない分を本当に、バランスよく食べていれば大丈夫というその程度で済む問題なのかどうか、ちょっと考えただけでも3分の1、1日に必要量の3分の1を米で取っている現状です。それが、そのマンガンが3分の1に減るということは9分の1になるということです。その代わりを野菜やお茶や何かで、ほかのもので取りなさい、この分量というものは、これは本当に大変な量になります。サラダボウル、これぐらいの3杯に野菜詰め込んだ量が大体400グラムだそうであります。1日に必要な360グラム、現実には人は360グラムの野菜を1日に取っているということはほとんどありません。もう280グラムまで下がっているというふうなこと。お茶は大体ティーカップで3杯飲めば1ミリグラムのマンガンが取れるんだそうです。いずれそれも3杯量飲む、1リットル以上のお茶を飲む、大人の人たちは飲むかもしれませんが、子どもたちが普段に飲むのかと。マンガンというなのは、非常に、特に子どもたちの成長だとかにとっては大切なものなんです、その分量がいかにほかのお米以外のもので摂らなきゃいけないのかというふうな、そういう試算もきちっと示されていない。バランスよく取りなさいで済む問題じゃないって私は思ってるんです。こういう問題も含めましてね、今、部長さんがおっしゃられた、やっぱり様々な成分の研究、測定、そういうふうなことをこれからされるというふうなことなんです、本来であれば、このこまちRに切り替えるというふうな前に、しっかりその部分も提示してやるべきだというふうなことを感じております。そこが明らかにならないまま、とにかくカドミ対策を始めるためのこまちRというふうに感じてしょうがないわけですが、その辺様々な成分、測定も含めて、本来であればきちっとその部分も検証されてから実施すべきものだったのではないかというふうなことを感じますが、その点についてだけ、もう一度お聞かせください。

○議長（古谷武美） 再々質問に対する答弁を求めます。渡邊農林部長。

○農林部長（渡邊重美） 佐藤文子議員の再々質問にお答え申し上げます。

もっと早くこういった実証なりというものは、切り替えの前にセットするべきではな

かったかということに理解してございますけれども、確かに既にもう来年には全面切り替えという形でスケジュールされてございます。したがって、あともう後戻りはできないようなタイミングにあるわけでございますけれども、今、輸出、県でも一番まず一番ネックなのが輸出にも耐え得る、海外基準に準拠した米作りということを第一の目標というか目的というか掲げておりますけれども、今まさに輸出という部分を見ますと、非常に玄米の輸出も増えてきてあると。要は、令和4年産から5年産にかけて3割くらい玄米の輸出も伸びてあると。まさにそこを米産地として輸出にも力を入れていくという部分、そして安全・安心を国際基準を遵守しながら頑張っていくということだと思いますので、確かにもっと時間をかけてやるべきというお言葉はあちこちで伺ってございますけれども、もうこちらに向かっていくということで、一致団結して秋田県、米産県として生き残りを懸けていくということだと私は理解してございますので、市といたしましても県と共にその辺、生産者、消費者の理解を得られるよう進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古谷武美） これにて3番佐藤文子議員の質問を終わります。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（古谷武美） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

ご苦勞様でした。

午後 2時01分 散 会